

手術に係る施設基準 についてのお知らせ

当院は、下記に記す手術項目について、九州厚生局長へ届け出を行っております。

手術件数につきましては、**2024年1月から2024年12月**までに当院で施行した件数です。

● 区分1に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	11
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	26
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	25
● 区分2に分類される手術		手術の件数
ア	靱帯断裂形成手術等	44
イ	水頭症手術等	10
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	5
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	2
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
● 区分3に分類される手術		手術の件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	6
キ	同種死体腎移植術等	0
● 区分4に分類される手術の件数		407
● その他の区分に分類される手術		手術の件数
人工関節置換術		11
乳児外科施設基準対象手術		0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術		55
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術		20
経皮的冠動脈形成術		
急性心筋梗塞に対するもの		21
不安定狭心症に対するもの		18
その他のもの		3
経皮的冠動脈粥腫切除術		0
経皮的冠動脈ステント留置術		
急性心筋梗塞に対するもの		23
不安定狭心症に対するもの		13
その他のもの		4

